

【平成 23 年度鎌倉市政策創造担当業務報告書発行に当たって】

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、国においては、平成 22 年 6 月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、地域のことは住民に最も身近な基礎自治体である市町村が担うべきとの認識のもと、地域の実情に合わない義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大を進めるとともに、補完性の原則により、できる限り多くの事務を基礎自治体に移譲することとされている。さらに、平成 23 年 11 月に閣議決定された「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」では、これまでの重点分野を定めて見直しを行う方式ではなく、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することとされている。

こうした流れの中で、平成 23 年 4 月及び 8 月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次・第 2 次一括法）により、所要の法律の整備が行われ、さらに第 3 次一括法が国会審議中である。

国による義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大及び国県からの事務権限の移譲により市町村に振り向けられた基準や事務は、市町村が条例の制定等により自ら決定し、運用・執行していかなければならない。その上で、国と地方は対等・協力の立場から、さらなる地域主権の確立に向けて積極的に推進していかなければならない。そのため市町村には、これまで以上に地域主権の主役としての自覚を持ち、拡大した権限と責任を地域住民のために活用する役割を果たすことが求められている。

このようにして地域主権改革が進展すれば、おのずと市町村間で行政サービスに差異が生じてくる。都市間競争の時代とも言われる今日、地域の課題を地域で解決するための新たな基礎自治体の姿を描き、これまで以上に地域のニーズの把握に努め、地域で暮らす住民の幸福な生活につながる最適な行政サービスを提供するためには、各市町村とも独自の創意工夫により、政策という形で最大限の成果を上げていく必要がある。

本市では、これまで地方分権社会に対応した持続可能な行財政基盤の確立と効果的な都市経営をめざして行財政運営を進めてきたが、今後の都市間競争で生き残るためには、より市民ニーズに合った、質の高い政策を展開する必要がある、政策立案のための基礎データの収集、政策実現のためのノウハウの蓄積及び職員の政策形成能力の向上などをめざした専門セクションの設置が必要不可欠なものと認識されるに至っている。

そこで、平成 23 年 4 月から、鎌倉市の組織内に「政策創造担当」を設置し、第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画に定められた「市民参画型政策研究機関」の中核機能として、種々の業務に取り組んできた。

本書は、政策創造担当の平成 23 年度の実績を業務報告書として取りまとめるとともに、平成 24 年度の業務の方向性を導出するものである。

政策創造担当